

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は加熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1 以上 20 未満	1 メートル以上
	20 以上 200 未満	2 メートル以上
	200 以上	3 メートル以上
その他の場合	1 以上 20 未満	1 メートル以上
	20 以上 200 未満	3 メートル以上
	200 以上	5 メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にある場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで(第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。)の規定を準用する。

【別表第8(第33条、第34条、第34条の2及び第46条関係)】

品名		数量
綿花類		200 キログラム
木毛及びかんなくず		400 キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000 キログラム
糸類		1,000 キログラム
わら類		1,000 キログラム
再生資源燃料		1,000 キログラム
可燃性固体類		3,000 キログラム
石炭、木炭類		10,000 キログラム
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10 立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備考(1)~(2) (略)

(6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。

- ア 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの
- イ 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの
- ウ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの。
- エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(7) (略)

(8) 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。)で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(9) (略)

【予防条例施行規則】

第 2 条 条例第 11 条第 1 項第 5 号（第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 11 条の 2 第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 17 条第 3 号、第 23 条第 2 項及び第 4 項第 2 号、第 31 条の 2 第 2 項第 1 号（第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 2 項第 1 号又は第 39 条第 4 号の規定による標識又は表示板は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさ及び色によるものとする。

標識又は表示板の区分	大きさ		色	
	幅	長さ	地	文字
燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	センチメートル 15以上	センチメートル 30以上	白	黒
水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨を表示した標識	30以上	60以上	赤	白
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤	白
「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒
少量危険物（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。）又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	30以上	60以上	白	黒
定員を記載した表示板	30以上	25以上	白	黒
満員札	50以上	25以上	赤	白

- 2 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示は、それぞれ「少量危険物貯蔵取扱所」又は「指定可燃物貯蔵取扱所」とするものとする。
- 3 条例第31条の2第2項第1号の規定による危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板は幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上の板に地を白色、文字を黒色とし、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第18条第1項第1号、第4号及び第5号に規定する掲示板に準ずるものとする。
- 4 条例第33条第3項において準用する第31条の2第2項第1号又は第34条第2項第1号の規定による品名及び最大数量を掲示した掲示板は幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上の板に地を白色、文字を黒色とし、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は幅30センチメートル上、長さ60センチメートル以上の板に地を赤色、文字を白色とし、可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」と、綿花類等にあつては、「火気注意」と表示するもの。

【解釈及び運用】

条例別表第8で定める指定可燃物のうち可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について、概ね少量危険物の場合に準じて規定したものである。

1 第1項

- (1) 「指定可燃物」とは、条例別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいい、当該数量未満の物品は該当しないものであること。条例で規定している指定可燃物は、法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるものその他指定可燃物に類する物品」のことである。
- (2) 「可燃性固体類」とは、条例別表第8備考(6)に規定する一定の要件(引火点、燃焼熱量、融点等)に該当するものをいい、例えば、0-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノールなどが含まれる。
- (3) 「可燃性液体類」とは、条例別表第8備考(8)に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第17号までの規定により危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。つまり、危険物省令第1条の3に規定する第2石油類の除外物品(可燃性液体量が40パーセント以下で、引火点が40度以上、燃焼点が60度以上のもの)、第3石油類の除外物品(可燃性液体量が40パーセント以下のもの)、第4石油類の除外物品(可燃性液体量が40パーセント以下のもの)及び動植物油類の除外物品(危険物省令第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの)が該当するほか、引火性液体(法別表第1備考第10号に規定されている。)の性状を示す物品のうち1気圧において引火点が250度以上の物品が該当する。

2 第1項第1号

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。

すなわち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定めている。

(1) 可燃性固体類(引火点が 200 度以上のものを除く。)

危険物省令別表第 3 に掲げる第 2 類の危険等級Ⅲの危険物

(2) 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類

危険物省令別表第 3 の 2 に掲げる第 4 類の 危険等級Ⅲの危険物

3 第 1 項第 2 号

「高さ」の測定は、最下段の容器の底面(床面又は地盤面)から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

4 第 1 項第 3 号

可燃性液体類及び可燃性固体類は、動植物油類その他第 4 類の危険物と同様に、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比(燃焼範囲)の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、物質の温度が当該物質の引火点以上になった場合に形成される。

(1) 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。

(2) みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

5 第 1 項第 4 号

第 1 項第 1 号から第 3 号までは、可燃性液体類等が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、第 1 項第 4 号は、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあつては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

6 第 2 項第 1 号

可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。なお、本号は、第 31 条の 3 第 2 項第 1 号の基準と比較して、数量が多いため、同号ただし書のような緩和を認めていない。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本号の規定を適用すること。

(2) 「貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、溝、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものであること。

(3) 「空地进行を保有する」とは、当該空地在が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。

(4) 動植物油類の場合の「防火上有効な塀」とは、次によること。

ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。

イ 高さ2メートル以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする
こと。

ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

- (5) 「タンク又は金属製容器」とは、第31条の4に規定するタンク又は第1号アに規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。

7 第2項第2号

別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

- (1) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物(室)の壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)は、不燃材料で造られていることとしており、内装のみを不燃材料で覆うことで足りるとはしていない。

- (2) 第2号ただし書の規定は、(1)の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。周囲の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁(小屋裏まで達する防火構造の壁)によって隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱っても差し支えないこととしている。

8 第3項

第1項及び第2項の基準のほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。